

三木市総合教育会議運営要綱（案）の概要

趣旨

三木市総合教育会議（以下「会議」という。）について、運営に必要な事項を定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（該当部分）の概要

- 招 集：市長
- 構 成 員：市長、教育委員会
- 会議の協議・調整内容：
 - ・大綱の策定
 - ・教育条件の整備等重点的に講ずべき施策
 - ・緊急の場合に講ずべき措置
 - ※構成員は、調整された結果を尊重しなければならない。
- 会議の公開・非公開：
 - ・原則公開
 - ・「個人の秘密を保つ」、「会議の公正が害される恐れ」、「公益上の必要」に該当する場合は非公開

運営要綱の概要（合意により発効）

- 招集時の通知
 - ・内 容：会議の場所、日時、協議・調整する事項
 - ・通 知 先：教育委員会
- 招集時の公表
 - ・内 容：教育委員会への通知内容、公開・非公開の別
 - ・方 法：情報公開コーナー、市ホームページに掲示・掲載
 - ※緊急の場合等を除く
- 議事進行：企画管理部長
- 傍 聴
 - ・定 員：会議の都度決定（先着順）
 - ・禁止事項：拍手等による賛否、発言、飲食、喫煙、はち巻を着用する等の示威的行為、他の傍聴人の迷惑となる行為、無許可の写真撮影・録画・録音その他会場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為
- 議 事 録
 - ・内 容：出席者氏名、協議・調整事項、出席者の発言等
 - ・公表方法：情報公開コーナー、市ホームページに設置・掲載
 - ※会議を非公開で行った場合等を除く
- 事 務 局：企画管理部調整課